

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに、積極的に取り組む企業を県が登録し、幅広く広報することにより、企業、団体等におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、企業とは、県内に本社又は事業所がある企業、団体等とする。

(登録基準)

第3条 県は、次の各号のいずれにも該当する企業を登録する。ただし、過去において法令に違反した重大な事実があるときその他登録を受ける企業として適当でないとして県が認める企業については登録しない。

- (1) 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例（平成19年岐阜県条例第11号）の精神を理解し、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録届出書」（別記第1様式）（以下「届出書」という。）に掲げる子育て支援をはじめとするワーク・ライフ・バランス推進のための取組みや意識啓発を1つ以上積極的に行おうとし、その旨を県に届け出た企業
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に基づく一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、所管労働局に届け出た企業
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (4) 労働関係法令に違反する行為を行っていないこと

(届出)

第4条 前条の登録を受けようとする企業（以下「届出者」という。）は、届出書及び所管労働局に届け出た「一般事業主行動計画策定・変更届」の写しを県に提出しなければならない。

(登録)

- 第5条 県は、届出者が、登録基準を満たすと認められる場合は、当該届出者を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」（以下「登録企業」という。）として登録する。
- 2 県は、前項の規定により登録した場合は、届出者にその旨を通知して、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録証等を交付するとともに、登録した企業名、届出のあったワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みや意識啓発の事項及び登録の概要について、広く周知を図るものとする。
 - 3 登録の期間は、登録の日から届出に係る一般事業主行動計画の計画期間の終了の日までとする。
 - 4 県は、登録を受けた企業に対し、別記の特典を付与する。

(登録の変更)

第6条 登録を受けた企業は、次の各号に掲げる事項に変更があった場合は、届出書を改めて県に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地
- (4) ワーク・ライフ・バランス推進のための取組みや意識啓発

(登録の辞退)

第7条 登録を受けた企業は、登録基準を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失

ったときは、速やかに県に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第8条 県は、推進企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の登録を取り消し、別記の特典の付与を中止することができる。

- (1) 一般事業主行動計画の計画期間終了後、次の一般事業主行動計画の届出がなされていないなど登録基準を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 法令等に重大な違反をした場合
- (3) その他推進企業として適当でなくなったと認める場合

(優良企業の認定)

第9条 県は、第3条により登録を受けた企業のうち、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組内容等が特に優良と認める者を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業（以下「エクセレント企業」という。）」として認定する。

- 2 前項の規定によりエクセレント企業の認定を受けようとする企業は、別途県が定める申請書を県に提出するものとする。ただし、第13条の規定によりエクセレント企業認定を取り消された場合は、取消しの日の属する年度の翌年度を経過するまでは、再認定の申請をすることができない。
- 3 県は、前項の規定による認定の申請があったときは、認定の可否を審査し、結果を通知するものとする。
- 4 県は、エクセレント企業に認定した場合は、認定証等を交付するとともに、企業名、ワーク・ライフ・バランス実現のための取組内容等について、広く周知を図るものとする。
- 5 県は、エクセレント企業に対し、別記の特典を付与する。

(取組内容等の確認について)

第10条 エクセレント企業は、認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3か年度経過した時点において、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組内容等を県に報告し、県の審査を受けるものとする。

- 2 前項のほか、エクセレント企業は、県から指示があった場合は、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組内容等を県に報告しなければならない。

(認定の変更)

第11条 エクセレント企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定変更届出書」（別記第2様式）により、速やかに県に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

(認定の辞退)

第12条 エクセレント企業は、認定継続の意思を失ったときは、書面により速やかに県に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13条 県は、エクセレント企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の認定を取り消し、別記の特典の付与を中止することができる。

- (1) 第10条の審査及び報告により、エクセレント企業として適当でなくなったと認める場合
 - (2) 法令等に重大な違反をした場合
 - (3) その他エクセレント企業として適当でなくなったと認める場合
- 2 県は、前項の規定により認定の取消しを行う場合は、その旨を当該エクセレント企業へ通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。ただし、常時雇用する従業員数が101人以上300人以下で、施行日前に登録した企業は登録証の有効期限まで登録を有効とする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月15日から施行する。ただし、施行日前において、改正前の岐阜県子育て支援企業登録制度実施要領（以下「改正前要領」という。）第5条第1項により登録された「岐阜県子育て支援企業」については「ワーク・ライフ・バランス推進企業」と、改正前要領第9条第1項により認定された「岐阜県子育て支援エクセレント企業」については「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」と読み替え、本要領を適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、施行日前において、改正前の岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領第3条第1項により登録された「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」は、登録証の有効期限まで登録を有効とする。

別記

第5条第4項に定める特典は次のとおりとする。

- 1 登録企業のシンボルマークの利用
- 2 岐阜県中小企業資金融資制度SDGs推進資金の利用
- 3 優遇制度を設けている県内金融機関の各種金融商品の金利優遇
- 4 建設工事の入札参加資格における主観点数の加点

第9条第5項に定める特典は次のとおりとする。

- 1 エクセレント企業のシンボルマークの利用
- 2 岐阜県中小企業資金融資制度SDGs推進資金の利用
- 3 優遇制度を設けている県内金融機関の各種金融商品の金利優遇
- 4 建設工事の入札参加資格における主観点数の加点
- 5 岐阜県仕事と家庭の両立支援アドバイザーの無料利用
- 6 県庁物品等調達の優遇